

## Nomination Agreement (取締役候補指名にかかる合意書)

**Elliott Advisors (UK) Limited** (以下「**本投資家**」という。) 及び**株式会社東芝** (以下「**東芝**」という。) の間の 2022 年 5 月 26 日付 Nomination Agreement (以下「**本合意書**」という。)

### 1. 背景

- (a) 様々な当事者が、現在、東芝の一定の戦略的選択肢（潜在的な公開買付け若しくは有価証券を対価とする公開買付け、合併、統合、買収、資産の全部若しくは重要な一部の売却、スピンオフ、スプリットオフ若しくは他の類似の方法での一つ又は複数の重要な事業部門の分離、ロールオーバー、事業結合取引、分割、資本再編、組織再編、自己株式取得、新株若しくは同等の証券の発行（PIPE、転換社債、転換優先証券若しくは類似のストラクチャーを含む。）、又は東芝若しくはその関連会社、若しくはそのそれぞれの証券、若しくは重大な金額の資産若しくは事業に関わるその他の特別な取引を含むが、これらに限られない。）（以下、それぞれ「**特別取引**」という。）を検討している。その一環として、潜在的投資家やスポンサーと対話し、特別取引を潜在的に含む東芝の戦略的選択肢を検討するため、東芝の取締役会の特別委員会（以下「**特別委員会**」という。）が 2022 年 4 月 7 日に設置された。
- (b) 本合意書は、東芝の指名委員会が、来る第 183 期定時株主総会（以下「**本定時株主総会**」という。）において承認を得るために東芝が株主に対して提案及び推薦する取締役候補者に Nabeel Bhanji 氏（以下「**本候補者**」という。）を含めることを推薦するための条件を記したものである。東芝は、本定時株主総会に選任を諮るその他の取締役候補者と同じ方法かつ同程度の努力を用いて、株主に対して、本候補者を東芝の取締役に選任するよう提案、推薦するとともに、本候補者への投票を勧奨する。
- (c) 本合意書に記載される本候補者及び投資家関連会社（以下に定義される。）の義務は、本候補者が本定時株主総会において東芝の取締役に選任された時にはじめて発効する。
- (d) 以下のうち一定の規定は、本候補者が東芝の取締役に選任された日から、下記のいずれか早い日までの期間（以下「**制限期間**」という。）にのみ適用される。
  - (i) 東芝が、特別取引について、東芝が正式に推奨する又は東芝若しくはその子会社が拘束力のある契約を締結することを認める旨の公表を行った又は行わせしめた日の 14 日後の日、
  - (ii) 特別委員会（若しくは以下に定義

される後任委員会)若しくは東芝の取締役会が戦略的検討プロセスを今後継続しないと判断した時、又はかかるプロセスが30暦日を超えて停止された時(なお、東芝は、かかる事象が生じたことについて直ちに書面で本投資家に通知する。但し、疑義を避けるために付言すると、当該通知の発出又は不発出の如何によって、期間満了の時期は影響を受けない。)、(iii)東芝の第184期(2023)定時株主総会において本候補者が東芝の取締役に再任されなかった場合、同定時株主総会、(iv)本候補者が辞任等により東芝の取締役会メンバーではなくなった日から10日後、又は(v)本候補者が辞任等により東芝の取締役会メンバーではなくなった日以後で最初の東芝の四半期又は年次決算の発表日。

## 2. 秘密保持

- (a) 本候補者は、東芝若しくは東芝の直接若しくは間接の子会社の非公開情報で金融商品取引法(以下「**金商法**」という。)第27条の36第1項に定義される重要情報、東芝の取締役会若しくは委員会での決議若しくは会議における若しくは関する議論又は検討事項(第三者の情報に関連する事項を含む。)、国家安全保障事項に関連する秘密情報、本候補者が東芝の取締役としての地位において入手する第三者に関連する又は第三者に係る秘密情報を含む秘密事項若しくは文書で東芝若しくは東芝の直接若しくは間接の子会社が当該第三者に対して秘密保持義務を負う情報、東芝又は東芝の直接若しくは間接の子会社の法的秘匿特権の対象となる情報、及び、その他一切の本候補者が東芝の取締役として入手する情報で東芝の取締役会又は委員会が随時秘密として特定したもの(但し、(a)本合意書の違反の直接的又は間接的な結果としてではなく、開示時に一般的に公然ないし公知であり又は公然ないし公知となった情報、又は(b)本候補者又は投資家関連会社若しくはそれぞれの従業員、取締役若しくは役員が、法律上又は契約上東芝に対して秘密保持義務を負わない情報源から知るか、知るところになった、若しくは入手可能か、入手可能になった情報を除き、以下「**本非公開情報**」という。)の秘密を保持し、本投資家、Elliott Investment Management L.P.(以下「**EIMLP**」という。)、並びに本投資家又はEIMLPにより(直接的又は間接的に)運用又は助言されるそれらの関連会社、ファンド、リミテッド・パートナーシップその他の集団投資ビークル又はその他の者、法人、組合若しくはビークル(以下、本投資家及びEIMLPと併せて「**投資家関連会社**」という。)を含むいかなる第三者に対しても、これらを開示しないものとする。
- (b) 上記にかかわらず、本候補者は、以下の場合に本非公開情報を共有することができる。

- (i) 適用される法律、規則若しくは規制により要求される場合、又は、本候補者若しくは投資家関連会社に対して権限を有する管轄裁判所、政府当局、規制当局若しくは監督当局の正式な要請による場合。
  - (ii) 当該本非公開情報に、(i)法的秘匿特権の対象となる事項、(ii)国家安全保障、又は、東芝又は東芝の直接若しくは間接の子会社若しくは投資先会社の営業秘密に関する事項、又は(iii)第三者の秘密情報で、東芝が当該第三者に対して秘密保持義務を負っており、当該情報の本第2項(b)(ii)に基づく開示が当該第三者への義務違反を構成する秘密情報（かかる(i)から(iii)の本非公開情報を以下「**限定情報**」と総称する。）が含まれていないことを条件として、特定エリオット関係者（以下に定義する。）に対して開示する場合。但し、本投資家は、(A)本非公開情報にアクセスする特定エリオット関係者が、東芝の取締役としての役割について本候補者を支援し、若しくは関連するコンプライアンス事項を目的として、又は投資家関連会社（それらが運用するファンド及び口座を通じたものを含む。）の東芝への投資をモニタリング及び評価するための目的に限って情報を使用し、並びに(B)本非公開情報が、常に、（関連する全ての分析と共に）関連する受領者により秘密に保持され、本合意書の条件に基づき本候補者による開示が許容される場合にのみ開示されるようにする。
  - (iii) 投資家関連会社の法務及びコンプライアンス部門、並びに本候補者若しくは投資家関連会社を代理する法務カウンセルに対して共有する場合。但し、当該カウンセルは、第2項(b)(i)に従って開示する必要がある場合、適用される法律、規則若しくは規制により要求される場合、当該カウンセルに対して権限を有する管轄裁判所、規制当局若しくは監督当局の正式な要請による場合、又は、東芝の事前の書面による同意を得た場合を除き、いかなる本非公開情報をも開示してはならず、投資家関連会社はこれをさせないようにする。
  - (iv) 東芝の事前の書面による同意を得て、第三者に対して共有する場合。
- (c) 本候補者又は投資家関連会社から書面での要求があった場合、東芝の法務部は、必要に応じて法律専門家と協議の上、真摯に、但し責任は一切負わずに、本候補者に提供された特定の情報が限定情報に該当するかに関する意見を速やかに述べることとする。
- (d) 「**特定エリオット関係者**」とは、以下の意味を有する。
- (i) 第2項(b)(ii)(A)に関連する真摯な目的のために情報を必要とする投資家関連会社及びそれぞれの取締役、役員及び従業員、並びに

- (ii) 投資家関連会社のエージェント、会計士、アドバイザー、コンサルタント及びその他の専門的代理人で、それぞれ投資家関連会社を代理する者。但し、東芝が、当該エージェント、会計士、アドバイザー、コンサルタント又はその他の専門的代理人による本非公開情報の受領について事前の書面による同意を付与することを条件とする。

### 3. 取引制限及び確認

- (a) 制限期間中、各投資家関連会社は、東芝の株式又はその他の証券（金商法第 27 条の 36 に定義される上場有価証券等及び、東芝の株式に転換又は交換可能なその他の証券を含む。）（以下「上場有価証券等」という。）に関連する商品のいかなる売買等（同条に定義される「売買等」をいい、以下「売買等」という。）を実施、合意、又は提案してはならない。
- (b) 制限期間後、投資家関連会社は、適用される全ての法令、規則及び規制（インサイダー情報及びインサイダー取引に関するものを含むが、これらに限られない。）を遵守し、該当する時点で当該投資家関連会社が重要情報（金商法第 27 条の 36 第 1 項に定義される。）を保有していないことを条件として、東芝又はその関連会社の上場有価証券等の売買等を随時実施し、合意し、提案することができるものとする。
- (c) 第 3 項(a)及び(b)は、投資家関連会社が、(1)特別取引に参加すること、(2)特別委員会の委員長（又は特別委員会の委員（本候補者を除く。）の過半数が選任する特別委員会のその他の委員）が事前に書面で承認する場合（なお、かかる承認は不合理に留保、条件付け、又は遅滞されないものとする。）に東芝の上場有価証券等の売買等を行うことを妨げない。
- (d) 東芝は、グローバルでのベスト・プラクティス及び国際的な水準に沿って（日本の法、実務及び一般水準も加味して）、非業務執行取締役による取締役の株式の売買について「取引可能期間（trading windows）」を促す取締役売買規則（以下「取締役売買規則」という。）を速やかに（本合意書締結日から 3 ヶ月以内に）採択し、実施するものとする。取締役売買規則の内容は、本候補者及び投資家関連会社と協議及び議論の上、東芝の取締役会の承認を得るものとする。東芝は、本候補者又は投資家関連会社から受領した取締役売買規則に対するコメントを真摯に検討する。
- (e) 東芝は、以下の事項を実行可能な限り速やかに（かつ 24 時間以内に）書面にて本投資家に通知するものとする：
  - (i) 本候補者が退任又はその他の事由により東芝の取締役でなくなった後の日で、東芝が（A）（取締役売買規則その他に基づき）上場有価証券等の取引を東芝の取締役会の構成員に許可する、又は、（B）公開市場で自らの上場有価証券等を購入する、最初の日。

- (ii) 制限期間終了後で、東芝が (A) (取締役売買規則その他に基づき) 上場有価証券等の取引を東芝の取締役会の構成員に許可する、又は、(B) 公開市場で自らの上場有価証券等を購入する、最初の日。

#### 4. ロールオーバーの禁止

各投資家関連会社は、制限期間中、以下に掲げる場合を除き、潜在的な入札者又は入札コンソーシアムの構成メンバーとの間で、特別取引に関連して、投資家関連会社が保有する東芝の上場有価証券等のロールオーバーについて合意せず、また協議しない。

- (a) 特別取引が東芝の取締役会及び特別委員会によって正式に推奨された場合、又は
- (b) 東芝の取締役会及び特別委員会が、(1)他の株主がその保有する東芝の上場有価証券等のロールオーバーに合意することを許容することに明示的に同意した場合、又は(2)ロールオーバーを許容するために、特別委員会によって検討されている特別取引に適用される手続のルール of 適用を排除した場合。

#### 5. インセンティブ

投資家関連会社は、(i)本候補者の東芝の取締役としての任期に関連する東芝を具体的な対象とした事象の発生により支払われる若しくは当該事象の発生を条件とする、(ii)特別取引が実行されることにより支払われる、又は(iii)専ら本候補者の東芝の取締役としての任期中の東芝の株価に基づいて変動若しくは変化する可能性がある(但し、1つ又は複数の投資家関連会社の全般的な業績に関連する場合を除く。)報酬又はその他の便益を本候補者に申し出、又は提供してはならず、本候補者は、当該報酬又はその他の便益を受諾し、又は受領してはならない。

#### 6. 委員会

東芝の取締役会は、本候補者を、特別委員会及び潜在的投資家やスポンサーと対話し、東芝の戦略的選択肢(特別取引を含む。)を検討するために設立される東芝の取締役会のその他の委員会(以下「後任委員会」という。)のメンバーに任命するものとする。任命は年に1回の頻度で行われ、当該委員会への任命日の応当日が到来する度に、本候補者は、当該再任時点の取締役会により承認された場合、当該委員会に再任され、当該委員会の解散又は東芝の取締役を辞任するまで当該委員会のメンバーであり続ける権利を有するものとする。

## 7. 経費

東芝は、いかなる時でも東芝の経費ポリシーに則り、かつ、全ての東芝の取締役等に等しく適用される費用請求プロセスにしたがって、本候補者が、東芝の取締役及び特別委員会（又は東芝が任命する他の委員会）の委員としての職務の遂行、並びにその職務及び義務の遵守又は適切な執行にあたって負担した、合理的かつ適切に支払われた法律専門家その他専門家アドバイザー費用及び経費を含む、あらゆる合理的な費用及び経費を、本候補者に払い戻す。

## 8. 辞任

本候補者は、自己の単独かつ完全なる裁量により、本候補者が決定するいかなるタイミングにおいても、理由の如何を問わず、東芝の取締役としての地位を辞任することができる。

## 9. D&O 保険、責任限定及び賠償補償

東芝は、随時維持され、更新される、現行の標準の取締役及び役員責任保険に本候補者を被保険者として含めることに同意し、これに基づき、東芝は、全ての被保険者についての全額の保険料を負担し、保険会社は、保険期間中の業務執行に関し、株主代表訴訟や株主代表訴訟以外の訴訟等の東芝の事業に関連して提起された損害賠償請求により被保険者が被った損害賠償費用、訴訟費用等について、被保険者の私的利得又は犯罪行為に起因するものを除き、補償する。東芝は、1,000 万円及び会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額に責任を限定する責任限定契約を本候補者と締結する。東芝は、本候補者と補償契約を締結し、これに基づき東芝は本候補者に対し、会社法第 430 条の 2 第 1 項に定める範囲内で、一定の費用及び損失を補償する。

## 10. 取締役の外部発信

東芝の取締役会は、取締役の外部発信方針を採用し、実施することを検討する場合がある。この方針には、とりわけ、メディア及びその他の第三者に対する東芝並びにその取締役及び役員に関する声明について東芝の全ての取締役に共通して適用される制限が含まれる場合がある。本投資家は、本候補者の東芝の取締役在任期間中、本候補者が、他の全ての非業務執行取締役に共通して適用される限度において、当該会社方針の対象となることを認識している。

## 11. 紛争

本候補者が東芝の取締役でなくなるまでの間、本投資家は、本候補者及び各投資家関連会社をして、直接的又は間接的にも（単独でも又は他者と共同でも）、東芝又は(i)当該時点における東芝の取締役若しくは役員、若しくは(ii)特別取引若しくは本合意書で予定されている事項に関するアドバイザー（東芝のアドバイザー

一としての地位に限る。)に対する訴訟、仲裁その他の手続(株主代表訴訟を含む)を提訴、勧誘、又は意図的に支援若しくは参加しないようにさせる。但し、疑義を避けるために付言すると、上記により、投資家関連会社が、(a)本候補者の指名に関して投資家関連会社と東芝の間で合意された条件の履行を求めて訴訟を提起すること、(b)東芝又はその取締役、役員若しくはアドバイザーによって、若しくはそれらを代理して、当該投資家関連会社に対して行われるあらゆる手続に対する対抗措置を採ること、又は(c)本候補者の指名に係る契約が対象とする事項と関係しない真に商業上の紛争を提起することは妨げられないものとする。

## 12. 公表文書

- (a) 投資家関連会社及び東芝は、当該当事者の公表文書又は公表資料に記載される本合意書の記述が、本合意書の内容に沿っていることを確保する。
- (b) 本投資家は、東芝が本定時株主総会前に、本定時株主総会に関連する東芝のウェブサイト上に、本合意書(及び東芝が準備した日本語翻訳文)の全文を開示することを認める。東芝はさらに、(その裁量により)本合意書及び東芝作成の翻訳文を東京証券取引所に適切な形で提出することもできる。

## 13. 忌避、開示及び利益相反

- (a) 制限期間中かつ本候補者が東芝の取締役である間、本候補者は、東芝の取締役会又は特別委員会(若しくは後任委員会)(該当する場合)に対し、東芝の取締役会又は委員会で審議及び(又は)決議される議案に関する、本候補者(投資家関連会社の従業員としての地位を含む。)と東芝又はその一般株主との間の、実際の又は潜在的な利益相反(ここで言う利益相反とは、(i)本候補者に特別の利害関係(会社法第369条第2項に基づく意味とする。)が認められる場合、又は(ii)特別取引を構成する取引の成否について東芝の一般株主とは異なる重要な利害関係を有する場合とする。)(利益相反には、投資家関連会社が潜在的な入札者又は入札者コンソーシアムの一部となる特別取引に関する検討、ロールオーバーへの参加の正式なオファー(勧誘されたか否かを問わない)の受領、又は一般株主のためのものではないロールオーバーの推進についての第三者との積極的な対話を含むがこれに限らない。)(以下「利益相反」という。)について開示しなければならない。
- (b) 制限期間中に、特別委員会の委員長又は東芝の取締役会の議長が、本候補者(投資家関連会社の従業員としての地位を含む。)と東芝又はその一般株主との間に、実際の又は潜在的な直接又は間接の利益相反が存在すると判断した場合(但し、第13項(c)に従う。)には、

- (x) 本候補者は、利益相反を生じさせた議題について、東芝の取締役会又は関連する東芝の委員会における審議及び議決から自らを忌避するものとし、
- (y) 東芝の取締役会は、その時々において、当該事項又は当該審議に関して、（適用法令、規則又は規制に基づく他の東芝の取締役についての制限と同程度に）当該議題に関する情報への本候補者によるアクセスを制限することができる。
- (c) 本候補者が、特別委員会の委員長又は東芝の取締役会の議長（該当する場合）に対し、第13項(b)に基づく委員長又は議長の判断に同意しない旨を通知した場合、第13項(b)(x)及び(y)は、効力及び拘束力を有さず、本候補者は、委員長又は議長の判断が東芝の取締役会（本候補者を除く。）の過半数の支持を受け、かつ、外部の日本の法律専門家が当該利益相反が存在する旨を書面で意見した場合を除いては、忌避されず、また、情報へのアクセスも制限されないものとする。

#### 14. 雑則

- (a) 本合意書の条項と東芝の内規（本合意書締結日時点で存在するか将来のものであるかを問わない）との間に矛盾がある場合、本合意書の条項が優先する。
- (b) 本投資家及び東芝はそれぞれ、自ら、又は、東芝の場合はその関連会社、本投資家の場合は本候補者、投資家関連会社又は特定エリオット関係者（以下、それぞれの当事者の「関係者」という。）が本合意書に実際に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、相手方当事者に回復不能の損害をもたらす可能性があり、金銭的損害賠償のみでは救済が不十分であり、相手方当事者又はその関係者が本合意書のいずれかの条項に違反し、又は違反するおそれがある場合、当該当事者は、自らに認められている他の権利及び救済方法を維持したまま、実際の損害の証明なしに、差止命令、特定履行その他の方法で救済を求める権利を有することを確認し、同意する。さらに、本投資家又は東芝による本合意書に基づく権利、権能若しくは特権の行使の不履行又は遅延は、当該権利、権能又は特権の放棄とは捉えられないこと、また当該権利、権能若しくは特権の単独又は部分的行使は、本合意書に基づく権利、権能若しくは特権のその他の行使又は残部の行使を妨げないことが了解され、合意される。
- (c) 本投資家及び東芝はそれぞれ、自らの関係者（該当する場合）による本合意書の条項違反に責任を負うことを確認し、それに同意する。
- (d) 本合意書の変更又は修正は、本合意書の全当事者により又はその代理人によって書面で正式に締結されない限り、効力を有さないものとする。本合

意書のいずれかの条項が、適用される管轄区域の法律に基づき、何らかの点で違法、無効若しくは執行不能であるか又は違法、無効若しくは執行不能となった場合、当該条項は、本合意書から分離されたものとみなされるものとし、可能な場合、両当事者の意図にできる限り沿い、許容される場合、当該管轄区域又はその他の適用される管轄区域において、本合意書の他の条項の合法性、有効性若しくは執行可能性に影響を及ぼさない又はかかる効力を損なわない合法的条項に読み替えられるものとする。

- (e) いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なしに、本合意書に基づくその権利又は義務を（法の効力によるかその他によるかを問わず）譲渡することはできない。本規定に違反する譲渡の試み又は主張は、無効とする。
- (f) 本合意書の規定は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本合意書に起因若しくは関連する紛争、論争又は申し立ては、第一審の東京地方裁判所の専属的合意管轄に服するものとする。
- (g) 投資家関連会社及び本候補者は本合意書に依拠し、これを執行することができる。

## 15. 終了

本合意書は、制限期間の終了とともに、自動的に終了するものとし、本合意書の規定は、その後は拘束力又は効力を有さないものとする。但し、第3項(c)から第3項(e)まで（両項も含む。）、第8項、第9項、第11項及び第14項の規定は、本合意書の終了後も存続し、第2項に定める秘密保持義務は、以下のとおり存続するものとする：

- (a) 限定情報以外の本非公開情報に関しては、本候補者が辞任し、又はその他の理由で東芝の取締役会メンバーではなくなった日の18ヶ月後まで存続する。
- (b) 限定情報に関しては、永久に存続する。